

第4回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)の開催報告

平成17年2月16日(水)「第4回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)」が開催されました。当日は、望ましい川のあり方について、野洲川河川敷の公園を事例として、活発な議論が行われました。

開催日時：平成17年2月16日(水)14:00～16:00

場所：ピアザ淡海(滋賀県立 県民交流センター)205会議室

参加者数：委員9名 河川管理者4名 傍聴3名



河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)の概要

1. 「望ましい川」について

これまで河川占用許可の根拠となっていた規則を確認した上で、実際の河川占用例を題材として「望ましい河川利用」について議論を行いました。

1) 河川敷地占用許可準則

現在の河川占用を許可する具体的な基準は、平成11年に全面改正された「河川敷地占用許可準則」に基づいています。その中で、占用許可施設に関する条項は、次の通りです。

河川敷地占用許可準則(一部を抜粋)

2) 具体的に占用可能な施設

一 次のイからニまでに掲げる施設その他の河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設

イ. 公園、緑地又は広場 ロ. 運動場等のスポーツ施設 ハ. キャンプ場等のレクリエーション施設

ニ 自転車歩行者専用道路

三 次のイからハまでに掲げる施設その他の河川空間を活用した街づくりに資する施設

イ. 遊歩道、階段等の親水施設

六 次のイ及びロに掲げる施設その他の周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設置が認められる施設

イ. グライダー練習場 ロ. モトクロス場又はラジコン飛行機滑空場

【事務局】

現在、淀川本川、宇治川、桂川及び木津川では481万(高水敷の23%)が公園やグラウンド等として整備されています。野洲川では42万5千(高水敷の25%)が、地域に密着した河川公園として整備されています。しかし、現状の公園の中には、河川本来の特性を失わせている箇所もあると認識しています。よって平成16年に淀川水系河川整備計画基礎案では、本来河川敷外で利用すべきスポーツ施設等は縮小していくことを原則とし、河川の特性を活かした利用形態への見直しが求められているという分析をしております。

2. 具体的な事例 - 野洲川河川敷の公園 -

河川占用の事例として、「野洲川ふるさとの川整備計画」に基づいて整備された、野洲川河川敷にある公園を参考に、「望ましい河川利用とは何か」を議論しました。

【議長】

個々の河川において占用許可を判断するには、ガイドラインが必要です。しかし、前回の議論の中で、理念やガイドラインとは何なのか、どういう位置づけなのかという共通認識がまとまりませんでした。そこで、これまで河川占用許可の根拠となっていた規則や、淀川全体の考え方を確認した上で、野洲川の公園を例として議論したいと考えます。それによって、理念やガイドラインが次第に見えてくると思います。



野洲川の運動公園

【事務局】

「野洲川ふるさとの川整備計画」は平成7年に全国のモデル事業としてスタートし、河川事業だけではなく、周辺の自治体が参加しまちづくりと一体となった河川整備を行うものでした。治水、歴史文化、自然、まちづくり等を総合的に考慮した基本理念をベースに、まちづくりに寄与する水辺空間整備、野洲川の貴重な自然の保全と育成、地域と野洲川が築いてきた歴史の薫りが漂う場づくりを基本方針として、各地に拠点地区を設け公園を整備、堤内地との連携を考え、一部は自然環境に配慮した設計となっています。

【委員】

理念や方針は、自然への配慮などの点で実際の公園等にはどのように反映されているのですか？

【事務局】

平成9年の河川法改正前（平成7年）の計画だったのですが、その時の整備計画内では精一杯自然環境に配慮し、河道内の立木を伐採せずに残す形で公園整備が行われたと思っています。

【委員】

都市計画的観点からは、景観や利用の面で高い価値を持つ水際の部分に、グラウンドや公園が多すぎるのではないかと感じています。水際は自然との共生を活かす利用を考え、例えば公園は水際から何メートル離れて作る、等の規制が必要ではないでしょうか。また、計画を評価する際に、ガイドラインのような大きな枠組と、それが作られる場所の状況に適合しているのかという細かい部分の、両方を検討することが出来るような仕組みを作っていないと、質の良い公園を整備していくのは難しいのではないかと考えます。

都市の拡大に伴い自然が削られています、ある程度守るべき自然環境は、規制をかけておかなければ残すことが出来ないと考えます。

【委員】

多摩川ではゾーニングによる規制が行われていますが、淀川水系ではどう考えているのでしょうか？

【事務局】

淀川水系では、ゾーニングに関する方針はまだ出していません。多摩川は開発を規制するためにゾーニングを行ったという経緯があります。しかし単純に他の河川に適用すると、過去の例から開発を誘発するという逆の効果が生ずる懸念があります。ゾーンを細かく設定するなど議論の余地はありますが、河川ごとの特性を考えながら、決めなければならないことであり、今後の課題ではないでしょうか。

【委員】

立派なグラウンドが出来ている公園もあるが、ここまできれいなものが出来てしまうと、仮に占用許可が出なかった場合、原形復旧に費用の面や利害の調整等で問題が出るのではないのでしょうか？

【事務局】

撤去するとなると、色々問題が生じると思います。

【委員】

計画されながら未完成の公園があるようですが、それに対してこの委員会から意見を出した場合、計画に反映される可能性はあるのでしょうか？

【事務局】

反映させたいと思います。その際、そのまま許可する、許可しない、一部変更の上許可するなど色々な選択肢が考えられますが、許可しない場合や大きな変更を求める場合は利用者にも納得してもらえよう、きちんとした説明を準備しなければならないと考えます。

【委員】

墓地や神社といった地域の歴史的施設や、昔からの地域の自然が残った場所を残すというより、住民のスポーツ施設を望む意見が優先されて公園が作られたのではないのでしょうか？ そういった意見に行政側がブレーキをかけるのは大変なことではと思いますが、河川管理者が歴史や自然に対して常に配慮し、行き過ぎた利用には歯止めををかけなければならないのではないのでしょうか。

【委員】

「野洲川ふるさとの川整備計画」の基本理念は、環境重視を求めています。実際にはどれがどのように具体化され、どの程度開発の推進力や抑止力になったのでしょうか？

【事務局】

明確には分かりません。基本理念や方針を作る段階では、自然環境への配慮等は念頭に置かれていたと思いますが、実際の施設を作る段階では、十分に反映されたとは言えないのではないのでしょうか。むしろ地元、河川敷以外に公園を設置する土地が無いという考えがあって、申請がなされたのではないかと思います。

【委員】

現在、他に申請はありますか？ また、今後申請されそうな場所はあるのでしょうか？

【事務局】

現在、日本学生航空連盟がグライダーの滑走路を申請しています。また、グラウンドゴルフ場の話もあるようですが、前記以外は具体的な申請はされていません。

【委員】

「野洲川ふるさとの川整備計画」と「一級河川淀川水系河川整備計画（基礎案）」の内容は相反するが、どのように扱うのでしょうか？

【事務局】

確定はしていませんが、もう一度委員会等を開催して修正する手続きが必要になるかもしれません。

【委員】

「野洲川ふるさとの川整備計画」の基本理念は、現在の理念を先取りするような部分もあるので、これに上乘せするような形で、実効的な運用も含めて新たな理念をどう構築していくかが大事ではないのでしょうか。

【事務局】

新たな理念に基づく計画を進めるには、地元自治体や住民に納得して頂くことが必要ですが、住民対話集会等を重ねて理解して頂き、更に新しい計画に反映させていくのが理想だと考えます。その基礎となる考え方を、この委員会で作くり出して欲しいと思っています。

3. その他審議された内容

1) 第2回、第3回委員会要旨の確認

(第2回、第3回河川保全利用委員会の開催報告は、河川保全利用委員会ホームページの「ニュースレター」に掲載しています。)

2) 委員会運営に関して

「傍聴要領(改訂案)」について

傍聴要領(改訂案)概要：傍聴の手続きは3日前までの事前申し込みとする。委員会開催前日までに受付確認のため、申し込み時に登録の連絡先に連絡する。傍聴希望者が定員を超えた場合には、先着順とする。団体等多人数で傍聴を申し込まれた場合、団体の傍聴人数を制限する場合がある。傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って委員会の会場へ入場し、所定の場所に着席する。委員会の傍聴に際しては議長の指示に従い、審議の妨げにならないようにする。議長が必要と認めたときは傍聴者の発言の機会を設ける。その他、上記以外に関することは、議長の判断とする。

議事録等の取扱いについて

- ・議事録等の取扱いについて
- ・生記録(速記録)を「議事録」とし、「議事録」は、各委員の発言確認後、保存する。
- ・「議事録」は、閲覧希望があれば公開する。
- ・上記議事録を要約したものを「議事骨子」とする。
- ・「議事骨子」は次回委員会にて確認・了承後、ホームページにて公表する。

4. 次回の内容確認

第5回委員会(案)

平成17年4月下旬を予定

第4回委員会に引き続き、具体的な公園事例を基に議論する予定が示され、了承されました。

今後の委員会開催予定

- 第5回委員会 平成17年4月下旬(予定)
 - ・望ましい川とは - 公園事例を基にした議論 -

委員会の日程、会場が決まり次第「河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)」のホームページに掲載します。

河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所) 委員会ニュース

第4号 2005年3月発行

【編集・発行】河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)

【連絡先】河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)庶務

株式会社 モリタ 担当：村上・巽

〒520-0806 滋賀県大津市打出浜6-9

TEL:077-524-5857 FAX:077-523-3750

ホームページ ● <http://biwako.kasen-hozen.jp>

E-mail ● info@biwako.kasen-hozen.jp